

安全コンセプトチェックシート(SG採点案)

ロボット介護機器の名称	
型式	

製作者	
シート記入者	
シート記入日	

回答方法

各設問毎に以下の判断基準に従ってチェック欄に記号を記入して下さい(自己判断)。

A: 取り組み完了(設問をほぼ満足している)

B: 取り組み中(設問を一部満足している)

C: 未取り組み(設問はほとんど実現されていない)

—: 関係なし

備考欄には補足説明や特記事項等がある場合に記入して下さい。

配点ルール

設問毎に満点数(最高3)が設定されており、チェック欄回答結果に応じて原則、A: 満点、B: 満点/2、C: 0の配点が得点欄に表示されます。—(関係なし)記入の場合は点数0となり、合計点数には含まれません。

I. 安全確保の方針

No	項目	主旨	設問	チェック	点数	得点	備考 (補足説明又は該当文書、関連文書の番号)
1	ロボット介護機器の形態	ロボット介護機器の型別の確認(該当機器にチェック)	1 装着型移乗介助機器		/	/	
			2 非装着型移乗介助機器				
			3 歩行(移動)支援機器				
			4 排泄支援機器(トイレ)				
			5 見守り用機器				
2	安全設計方針	安全に配慮した設計準備の確認	1 安全設計コンセプト又は方針を策定している。		3		
			2 概略安全仕様を決定している。		3		
			3 安全状態を定義している。		3		
3	人とロボット介護機器の役割	安全確保の主体の確認(危険状態の検知や危害の回避等の対応の考え方)	1 <u>ロボット介護機器主体(安全確認型)</u> 安全状態で機器が正常時のみ運転でき、それ以外は停止する。		3		設問3-1~4は排他的
			2 <u>ロボット介護機器主体(危険通報型)</u> 危険状態(故障・異常を含む)を検知、通報して、機器側で対応する。		2		
			3 <u>介護者主体</u> 危険事象への対応(停止、回避を含む)は、多くは介護者側で対応する。		2		
			4 <u>被介護者主体</u> 危険事象への対応(停止、回避を含む)は、多くは要介護者側で対応する。		2		
				合計	12		判定

Ⅱ. リスクアセスメント

No	項目	主旨	設問	チェック	点数	得点	備考 (補足説明又は該当文書、関連文書の番号)
4	リスクアセスメントの基準	準拠している規格・基準の確認	1	リスクアセスメントは関連国際規格又は国内規格に準拠して実施している(規格名を備考欄に記入)。		3	設問4-1,2は排他的
			2	他の規格(社内基準も含む)を参照して実施している(規格名を備考欄に記入)。		1	
5	使用環境・使用条件の設定	対象機器の適切な使用制限が考慮されているかの確認	1	対象機器の基本仕様(動作機能、運用を含む)が決定している。		2	
			2	対象機器の想定使用環境が明確である。		2	
			3	対象機器のライフサイクル(寿命)が考慮されている。		2	
			4	対象機器の想定使用条件(機器に関連する人の属性など)が明確である。		3	
6	実施体制	チームとして実施しているか、又レビュー後、承認しているかの確認	1	設計者を中心として複数人で実施している。		3	
			2	結果についてレビューを行っている。		3	
			3	責任者(チームの管理者など)が最終承認している。		2	
7	適切なリスク低減の判断	リスクアセスメントの終了の判断方法を定めているかの確認	1	リスク低減目標を具体的に定めている。		3	
			2	実績のある類似機器等のリスク比較を利用している。		2	類似機器がない場合は非該当
8	リスク低減後の再リスク評価	初期リスク評価後、リスク低減方策を考慮した再リスク評価まで実施しているかの確認	1	リスク低減方策の導入によるリスク低減効果を考慮した再リスク評価を行っている。		3	
			2	リスク低減方策導入によって新たな危険源が発生する場合、その危険源のリスク評価を行っている。		3	
				合計	31		判定

Ⅲ. リスク低減

No	項目	主旨	設問	チェック	点数	得点	備考 (補足説明又は該当文書、関連文書の番号)
9	リスク低減手法	リスク低減の方法について準拠している規格・基準の確認	1	リスク低減は機械安全基本規格(JIS B9700又はISO12100)の3ステップ方式に従って実施している。		3	設問9-1,2は排他的
			2	他の規格(社内基準も含む)を参照して実施している(規格名を備考欄に記入)。		1	
10	本質的安全化(対象機器自体の設計)	設計図面上で改善した対象機器の仕様や機能の変更の確認	1	対象機器の形状に鋭利部、突出部、挟圧部等がない。		2	
			2	対象機器の部品の材質等が人や環境に影響を与えないよう配慮している。(RoHS対応、ハロゲンフリー等)		2	
			3	パワー、速度等の性能を必要最小限に制限している。		2	アクチュエータがない場合は非該当
			4	その他(防爆構造等)、設計上配慮している(関連項目を備考欄に記入)。		1	
11	本質的安全化(人間工学原則の遵守)	人に対する精神的・肉体的ストレスや誤操作の防止が配慮されているかの確認	1	対象機器の色、形状などの外観、大きさ、質量(装着型の場合)、構造が人に対して肉体的、精神的ストレスを与えないよう配慮されている。		2	
			2	マップ・マップインタフェースは、人が誤操作や誤解しないよう配慮されている。		2	
			3	保守保全作業を含め、無理な姿勢での対象機器操作(人による重量物の扱い、人の動作を極端に規制する装置等)や搭乗姿勢がない。		1	
12	本質的安全化(制御システムの安全原則の適用)	安全関連部の安全制御のための基本技術が適用されているかの確認	1	制御システムにおいて安全に関連する部分を定義(仕様書等に記載など)している。(安全部と非安全部が明確に区別されている。)		2	
			2	制御システムの安全関連部に高信頼化技術(冗長化、多様化を含む)又はフェールセーフ技術を適用している。		2	
			3	制御システムの安全関連部には、自動監視(自己診断)技術を適用している。		2	
13	本質的安全化(電氣的危険源の防止)	感電や静電気による影響に対して設計上配慮されているかの確認	1	保護特別低電圧(AC25V(実効値)、DC60V以上)以上になる露出部がない。		3	
			2	金属露出部の絶縁性、耐環境性を配慮している。		2	
			3	帯電者からの静電気放電による誤動作のないよう配慮されている。		2	
14	本質的安全化(熱的危険源の防止)	高・低温部が人に及ぼす影響や火災に対して設計上配慮されているかの確認	1	人が触れる可能性のある対象機器の部位には、極端な高温部又は低温部はない。		2	
			2	対象機器の部品は、想定使用条件下で発火等を起こさないよう選定されている。		2	
15	本質的安全化(放射による危険源の防止)	音や光等が人に及ぼす影響に対して設計上配慮されているかの確認	1	発生する騒音又は振動は、想定使用条件下で規定されるレベル以下である。		2	
			2	対象機器周囲へ放射されるレーザー光や超音波等は、人に対して危害を与えない出力である。		2	放射源がない場合は非該当
			3	対象機器が発生する電磁気の放射は、想定使用条件下で周囲の人及び電気・電子機器に影響を与えない。		2	

16	本質的安全性の確保	接地時の安定性、移動・停止・脱着時の使用時安定性に配慮しているかの確認	1	確実な固定方法で設置している。	2	
			2	仕様上の移動条件下(最高速度、最高登坂角度、最短転回半径、最大段差等)で転倒しない。	2	
			3	停止時に転倒しない、又は安定した状態に移行できる。	2	
			4	対象機器の脱着や搭乗時に人の動作に支障を及ぼす(バランスを損なう等)ことがない。	2	
17	本質的安全性(その他)	その他の設計上の配慮の確認	1	接触可能性のある機器表面の材質や塗料に対して、衛生上の配慮をしている。	2	
			2	他の本質的な安全設計を実施している(具体的な項目を備考欄に記入)。	1	
18	保護装置(停止の機能)	停止により安全確保するために適用される保護方策の確認	1	人が操作する緊急停止装置を装備している。	2	
			2	保護停止(インタロックによる停止)機能を有している。	2	
			3	停止後急激しない起動を考慮している。	2	
			4	停止以外の方法で安全な状態に移行する(具体的な項目を備考欄に記入)。	1	
19	保護装置(停止方法)	緊急停止の実現方法の確認	1	アクチュエータの動力を遮断して停止する。	2	アクチュエータがない場合は非該当
			2	制動して停止後にアクチュエータの動力を遮断する。	2	
		緊急停止でない場合の停止方法	3	アクチュエータの動力を遮断して停止する。	2	
			4	制動して停止後にアクチュエータの動力を遮断する。	2	
			5	制御により停止し、アクチュエータの動力は遮断しない。	1	
20	保護装置(停止の制御方法)	停止に至るまでの制動の実現方法の確認	1	機械的制動装置により制動する。(ex.機械的ブレーキ、ロック機構等)	2	アクチュエータがない場合は非該当
			2	電氣的制動機能により制動する。(ex.サーボロック等)	2	
			3	制動装置・機能を持たずに、制御により減速させる。(ex.速度0制御等)	1	
21	保護装置(動力供給)	動力遮断と蓄積エネルギーの消散のために適用される保護方策の確認	1	アクチュエータの動力遮断後、対象機器の動作を伴わずにエネルギーがゼロとなる。(油空圧の残圧、蓄電等の消散)	2	アクチュエータがない場合は非該当
22	人体検出時の制御方法	衝突回避の実現方法の確認(アクチュエータを持たない機器又は装着型は原則該当しない)	1	障害物(人を含む)の非接触検知後、制動、停止する。	3	アクチュエータがない場合は非該当
			2	障害物(人を含む)の非接触検知後、回避動作をする。	3	
			3	その他(別の方法があれば備考欄に項目を記入)。	3	
		接触に対する安全確保方法の確認(アクチュエータを持たない機器又は装着型は原則該当しない)	4	障害物(人を含む)の接触検知後、制動、停止する。	3	障害物(人体)検出機能がない場合は非該当
			5	障害物(人を含む)の接触検知後、回避動作をする。	2	
			6	接触状態のまま、一定の条件下で動作を継続する。	1	
			7	その他(別の方法があれば備考欄に項目を記入)。	1	
				検出情報の通報	8	危険状態をアクティブに通報する。

		方法の確認 (見守り型の場合)	9	安全状態をアクティブに通報する。		3	
			10	対象機器の正常状態を監視・通報できる。		3	
23	機能安全の配慮	機能安全制御の導入の確認	1	制御システムの安全関連部に安全認証取得済プログラマブル機器を使用している。		2	
			2	制御システムの安全関連部には機能安全を配慮した設計をしている。		2	
24	付加保護方策	動力源異常時の対応の確認	1	主動力源異常時は、直ちに停止又は安全な状態へ移行する。		3	
			2	主動力源異常時は、予備電源に切り替えて一定の条件下で機能を維持する。		3	
		停止により人が捕捉された時の対応の確認	3	停止時に人が捕捉された場合、手動で脱出又は救助できる。		2	
			4	停止時に人が捕捉された場合、別動力源により脱出のための動作を行う。		1	
25	残留リスク対応	使用上の情報の呈示方法とユーザ対応の確認	1	対象機器に警報や表示をして、危険情報を人に伝達できる。		2	機器の安全状態、正常状態の表示も含む
			2	対象機器に言語レベルを貼付している。		2	
			3	取扱説明書に残留リスクに関する情報を記載している。		3	
			4	残留リスクをユーザが低減する場合、その低減効果の条件(保護具、資格、運用管理等)を定めている。		2	
26	管理	対象機器の想定する保守方法の確認	1	ユーザが行うべき保守項目を取扱説明書に記載している。		3	現在該当する場合のみ記入(未検討の場合は非該当として評価しない)
			2	ユーザができない保守作業等への対応策が示されている。		2	
		ユーザへの教育、資格の確認	3	ユーザへ運用に関する教育を行っているか、資格制度を設けている。		3	
		廃棄対応の確認	4	廃棄方法がユーザに指示されている。		2	
			5	廃棄は、メーカーが引き取って、メーカー責任で行う。		2	
			合計			130	判定

IV. 安全性の管理

No	項目	主旨	設問	チェック	点数	得点	備考 (補足説明又は該当文書、関連文書の番号)
27	組織構成	開発組織の位置付けの明確化、開発フェーズの流れと担当部門間の相互関係の明確化	1	業務全体の中で、開発フェーズと担当部門が明確になっている。		2	
			2	業務全体における各フェーズの責任者が規定されている。		3	
			3	業務全体における各フェーズの入力と出力が明確になっている。		3	
28	組織の責任および権限	各フェーズに関わる要員の責任と権限の明確化	1	関連する部門や要員の責任と権限が全て規定されている。		3	
29	構成メンバー	組織にとって必要な力量の明確化	1	要員に必要な力量が明確に規定されている。		3	
30	安全性達成の方針と戦略	安全性に関する方針を示すことと、その実行意思の伝達の確認	1	安全性の方針が達成されたことを評価・確認することが明確に規定されている。		3	
			2	安全性の方針は文書化して管理している。		3	
			3	安全性の方針は関係する要員全てに周知されている。		2	
31	組織の運営の仕組み	情報が組織内で滞りなく交換されることの確認	1	下部組織の意見・意向などを吸い上げ、活用している。		2	
			2	業務の有効性について情報交換を行っている。		3	
32	文書の範囲	必要な情報の文書化の確認	1	安全性の遂行に必要な業務について、文書化する情報の範囲が明確に規定されている。		3	
33	各フェーズごとに使用する技術と方策	安全性のレベルを確保する方策の確認	1	業務全体における各フェーズに必要な技術と方策が明確に規定されている。		3	
34	以前の勧告、指摘事項	経験の活用と改善対応の確認	1	過去に開発した安全機能の監査時の勧告、指摘事項の対応を考慮している。		2	
35	責任ある活動の訓練の手順書	要員が業務遂行に必要な力量を持つこと	1	要員に必要な力量が備わるような教育・訓練計画が作成されている。		2	
36	部品管理 (部品の識別、未認可部品の識別)	必要な部品等の調達間違いの防止	1	部品等の調達についての手順が明確に規定されている。		2	
37	安全性に関する監査の仕組み	内部監査により、業務のPDCAサイクルと適合性及び有効性を評価	1	監査の計画及び実施、結果の報告、記録の維持に関する手順が明確に規定されている。		3	
38	監査員の選定(独立性)		1	監査員の(独立性も含めた)資格基準が明確に規定されている。		2	
39	勧告書の形式		1	監査の計画、実施、結果の報告、対応措置、記録の維持に関する責任並びに要求事項について明確に規定されている。		2	
40	変更・変更許可の仕	不適合に対する管理の詳細や責任の所在の明確	1	不適合を、どのように識別、評価、処置し、関係会社、関係部門へ連絡するかの手順が明確に規定されている。		2	

V. 文書の管理(一般)

No	項目	主旨	設問	チェック	点数	得点	備考 (補足説明又は該当文書、関連文書の番号)
45	文書の見易さ	業務全体において、作成、運用される全ての文書に共通の基本要件の確認	1	文書は見易い構成になっている。		1	
			2	文書は、正確、簡潔である。		1	
			3	文書は目的に沿っており、理解しやすい。		1	
			4	文書は保全しやすい。		1	
46	文書のタイトル、見出し		1	文書には内容の範囲が分かるような表題や見易いタイトル、小見出しがつけられている。		1	
			2	経時の変化、変遷に対応している。		1	
47	文書作成のルール		1	文書作成手順、保管手順(保管場所、保管責任者、保管期限、持ち出し、閲覧)がある。		1	
			2	文書が改訂された際、関連する全ての部門への配付管理に関する手順がある。		1	
48	版管理		1	文書の変更の識別及び現在有効な版の識別が確実にできるようになっている。		1	
49	情報の検索		1	文書は関連情報の検索ができるように構成されている。		1	
50	改訂、修正、見直し・承認		1	文書の改訂、修正及び見直し手順がある。		1	
51	適切な文書管理計画		1	業務において関連する全文書を明確にして、文書の改訂、承認などの手順に従って適切に管理している。		1	
				合計	12		判定

VI. 安全関連業務に関わる文書

No	項目	主旨	設問	チェック	点数	得点	備考 (補足説明又は該当文書、関連文書の番号)
52	次フェーズに必要な情報	安全関連業務において、必要な情報の文書化の確認	1 安全性の遂行に必要な業務の各フェーズにおいて、次のフェーズへ引き渡す情報を文書化している。		3		
53	管理情報		1 安全性の管理に必要な情報を文書化している。		3		
54	安全性検証に必要な情報		1 安全性の遂行に必要な業務の各フェーズにおいて、設定目標未達成時の処理後に行う検証に必要な情報を文書化している。		3		
55	安全性評価に必要な情報		1 安全性の仕様を定性的、定量的に表現して文書化している。		2		
56	安全性評価結果		1 安全性の評価から得られる情報と結果について文書化している。		3		
57	安全性の遂行に必要な業務に関わる文書	機能安全設計で必要とされる基本関連文書の確認 (1-7は機能安全に限らず安全設計一般として必要)	1 概念に関する説明書		1		
			2 全ての適用範囲の定義に関する説明書		1		
			3 危険源及びリスク解析に関する説明書		1		
			4 全ての安全要求事項(安全機能、安全度水準を含む)に関する仕様書		1		
			5 安全要求事項の割り当てに関する説明書		1		
			6 全フェーズの安全性に関する計画書		1		
			7 全フェーズの検証に関する計画書		1		
			8 全フェーズの機能安全評価に関する計画書		1		No.23-2が該当する場合
58	電気・電子プログラマブル電子系の安全性の遂行に必要な業務に関わる文書	機能安全設計ベースで要求される詳細関連文書の確認 (機能安全設計の場合に該当)	1 全ての安全要求事項(安全機能、安全度水準を含む)に関する仕様書		1		No.23-2が該当する場合
			2 妥当性確認に関する計画書		1		
			3 ハードウェア及びソフトウェアアーキテクチャ設計に関する計画書		1		
			4 ハードウェアアーキテクチャ設計に関する説明書		1		
			5 ハードウェアアーキテクチャ統合テストに関する仕様書		1		
			6 ハードウェアモジュール計画に関する仕様書		1		
			7 ハードウェアモジュールテストに関する仕様書		1		
59	ソフトウェアの安全性の遂行に必要な業務	機能安全設計ベースで要求される詳細関連文書の確認 (機能安全設計の場合に該当)	1 ソフトウェア安全要求事項(安全機能、安全度水準を含む)に関する仕様書		1		No.23-2が該当する場合
			2 妥当性確認に関する計画書		1		
			3 ソフトウェアアーキテクチャ設計に関する説明書		1		
			4 ソフトウェアシステム設計に関する説明書		1		
			5 ソフトウェアシステム統合テストに関する仕様書		1		
			6 ソフトウェアモジュール設計に関する仕様書		1		
			7 ソフトウェアモジュールテストに関する仕様書		1		
				合計	36		判定

判定結果

大項目毎に得点が集計され、大項目満点に対する得点割合によって判定結果がレーダーチャートで示されます。

S判定:100%の得点(取り組みが満足している)

A判定:80%以上100%未満の得点(取り組みがほぼ満足)

B判定:40%以上80%未満の得点(取り組みを更に進める必要あり)

C判定:40%未満の得点(取り組みが不十分)

